

本書は、税理士試験の理論問題に対応できるように「国税徴収法」「国税通則法」等の各条文について、試験に関係する重要規定を抽出し、これらの規定を体系別にまとめたものです。

税理士試験の理論問題は記述形式であり、解答のためには条文の内容を暗記しておく必要があります。

理論学習は場所を選びませんので、通勤・通学等の移動時間、昼食の後の休憩時間といった隙間時間を利用できるよう、B6サイズの理論サブノートを常に携帯し、毎日少しずつ暗記を進めましょう。

近年の税理士試験は、条文の理解を重視した事例形式での出題が多くなってきています。暗記一辺倒に偏らず、必ず内容を理解してから暗記するように心がけてください。内容を理解することで暗記の定着は進み、さらには様々な形式での本試験問題へ対応できるようになってくるはずです。

巻末には、過去の本試験問題も掲載していますが、近年の本試験問題は理論サブノートの文章を、一字一句暗記して解答するものではありませんのでご安心ください。

なお、本書は2023年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

効率的な学習を可能にする本書の構成

本書は、各税法の体系的な学習に役立つよう、各規定をその内容に基づきグループ分けをし、各グループごとに問題番号を付して掲載しております。また、各理論問題が属するグループを確認しやすいように、各理論問題には枝番号を付しております。

これらにより、個別理論の暗記から法律の体系的な学習が可能で一冊となっております。本書掲載の理論を確実なものとする事で、税理士試験の合格に必要な力を身に付けることができます。

体系的な学習で効率 Up!

CONTENTS		もくじ
〔1 国税と他の債権との調整〕		
問題 1	1 国税相互間における優先関係……………	10
問題 1	2 国税と被担保債権の優先関係……………	12
問題 1	3 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収……………	16
問題 1	4 担保のための仮登記と国税の関係……………	18
問題 1	5 譲渡担保権者の物的納税責任……………	20

枝番号で細分化

関連性の高い規定をグループ分け

Subject.2

各規定の重要度が一目でわかる

理論問題の各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、各規定の重要度に応じた★印を付しております。

- ★★ … 最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。
- ★ … 重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。

(注) ★を付していない規定については、★★及び★を暗記した後に暗記をするようにして下さい。

Subject.3

重要語句の暗記に便利な赤シート

本書は、解答上必要とされる税法用語や規定の適用要件等の重要語句を赤字表記にしております。付属のシートを使用し、赤字表記部分を隠すことで、各理論の最重要部分から暗記をすることが可能となります。(電子書籍版は赤シートに対応していません)

また、赤字表記部分をシートで隠しても文章の全体像を把握しやすいよう、赤字表記部分には、アンダーラインを付してあります。

最重要部分を確実に把握したうえで、文章全体を暗記することで、適切な解答作成が可能となる一冊となっております。

赤シートで暗記 Check !

問題 1-1 国税と他の債権との調整
国税相互間における優先関係

理解に欠かせない重要語句

〔1〕 差押先着手による国税の優先 (徴12①) ★

納税者の財産につき国税の滞納処分による差押えをした場合において、他の国税又は地方税の交付要求があったときは、その差押えに係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だって徴収する。

〔2〕 交付要求先着手による国税の優先 (徴13) ★

納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があったときは、その換価代金につき、た交付要求に係る国税は、後にされた交。

〔3〕 担保を徴した国税の優先 (徴14) ★

は、及び(2)にかかわらず、その国税は、そ

赤シートで暗記の確認

Subject.4

開きやすく閉じにくいオリジナル製本

携帯に便利なB6サイズになっており、確認したいページを開いた状態で片手でも持ちやすい様に、製本を工夫しております。

Point.1

合格を可能にする暗記の手順

STEP.1 重要語句の暗記からスタート

税法用語や適用要件等の赤字表記部分は、解答上の最重要部分となりますので、まずは、赤字表記部分を中心に覚えて下さい。
その後、付属のシートで赤字表記部分を隠し、暗記ができているかどうか確認をします。

STEP.2 文章を組み立ててみる

赤字表記部分を踏まえ、タイトルを見てその内容が説明できるように文章を組み立てる練習をして下さい。

STEP.3 暗唱できるまで繰り返し

最終的に理論全体を隠して暗唱できるよう練習します。
各規定ごとにすらすらと暗唱できるようになることが目標です。各理論問題の内容理解後は反復して暗記に取り組み、本試験には万全の状態で臨みましょう。
なお、条文番号については、暗記をする必要はありません。

問題 1-1 国税と他の債権との調整 国税相互間における優先関係

[1] 差押先着手による国税の優先 (徴12①) ★

納税者の財産につき国税の滞納処分による差押えをした場合に、地方税の交付要求があったときは、その差押えに係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だって徴収する。

[2] 交付要求先着手による (徴12) ★

納税者の財産につき地方税の交付要求があったときは、その交付要求に係る国税又は地方税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だって徴収する。

タイトルから内容を思い出してみよう

STEP.2

STEP.1 重要語句を暗記してみよう

STEP.3 文章を隠して暗唱してみよう

1つの文章が暗記できたら
次の文章の暗記にチャレンジ!

Point.2

使って便利な巻末付録

巻末には合格への近道となる様々な付録を掲載しております。ぜひご活用下さい。

STEP.1

出題頻度や試験傾向が一目でわかる

出題分析表

内 容	回数	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
	年度	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4
1-1 国税相互間における優先関係					●						
1-2 国税と被担保債権の優先関係		●	●	●	●						

表形式なのですぐに確認できて便利です

STEP.2

出題内容や文章表現が一目でわかる

過去試験問題

回(年度)	問 題
	<p>【第一問】 -40点- 次の事項について、簡潔に説明しなさい。</p> <p>1 交付要求と参加差押えの異同について</p> <p>(1) 要件の異同</p> <p>(2) 手続の異同</p> <p>(3) 効果の異同</p> <p>2 徴収職員における財産調査権限について</p>

原文を崩さず掲載していますので文章の特徴を知ることができます。

徴収するため、国税徴収法上考えられる徴収方途につい

Point.3

法令等の改正に対応！

改正時には、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

また、細心の注意を払って作成しておりますが、万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

法令等の改正に対応！

- 1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」→「最新情報をみる」をクリック
- 2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、「改正表」をクリック
- 3 印刷できます

Point.4

凡例紹介

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

- 「徴」……………国税徴収法
- 「徴法附則」………国税徴収法附則
- 「徴令」……………国税徴収法施行令
- 「通」……………国税通則法
- 「通令」……………国税通則法施行令

〔 1 国 税 と 他 の 債 権 と の 調 整 〕

問題 1-1	国税相互間における優先関係	10
問題 1-2	国税と被担保債権の優先関係	12
問題 1-3	担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収	16
問題 1-4	担保のための仮登記と国税の関係	18
問題 1-5	譲渡担保権者の物的納税責任	20
問題 1-6	国税及び地方税等と私債権との競合の調整	22

〔 2 第 二 次 納 税 義 務 〕

問題 2-1	第二次納税義務（通則）	24
問題 2-2	第二次納税義務（人的限度・金銭限度）	26
問題 2-3	第二次納税義務（物的限度）	30

〔 3 滞 納 処 分 〕

問題 3-1	差押えの通則など	32
問題 3-2	差押換え	36
問題 3-3	差押えの共通的手続	38
問題 3-4	動産又は有価証券の差押え	40
問題 3-5	第三者が占有する動産等の差押手続	42
問題 3-6	引渡命令を受けた第三者等の権利の保護	44
問題 3-7	債権の差押え	46
問題 3-8	不動産等の差押え	50
問題 3-9	第三債務者等がない無体財産権等の差押え	54
問題 3-10	第三債務者等がある無体財産権等の差押え	56
問題 3-11	財産の換価の通則	60
問題 3-12	公売及び随意契約による売却	66
問題 3-13	売却決定及び代金納付	70
問題 3-14	換価の効果	72
問題 3-15	債権額の確認及び配当手続	74

問題 3-16	交付要求	78
問題 3-17	参加差押え	80
問題 3-18	滞納処分のための財産の調査	84

〔 4 緩和措置 〕

問題 4-1	納期限未到来の納税の猶予（要件等）	88
問題 4-2	災害等による一般の納税の猶予（要件等）	90
問題 4-3	確定手続が遅延した場合の納税の猶予（要件等）	92
問題 4-4	納税の猶予の申請手続等	94
問題 4-5	納税の猶予（効果及び取消し又は猶予期間の短縮）	98
問題 4-6	職権による換価の猶予（要件等）	100
問題 4-7	申請による換価の猶予（要件等）	102
問題 4-8	申請による換価の猶予の申請手続等	104
問題 4-9	換価の猶予（効果及び取消し又は猶予期間の短縮）	106
問題 4-10	滞納処分の停止	108

〔 5 保全措置 〕

問題 5-1	保全担保	110
問題 5-2	保全差押え	112
問題 5-3	繰上保全差押え	114
問題 5-4	繰上請求	116

〔 6 その他 〕

問題 6-1	納付委託	118
問題 6-2	不服申立て	120
問題 6-3	国税の納付義務の承継等	124
問題 6-4	国税の担保	126
問題 6-5	雑則など	128

付 録

I	理論問題出題分析表	132
II	過去理論出題問題	134

問題 1-1

国税相互間における優先関係

〔1〕 差押先着手による国税の優先 (徴12①) ★

納税者の財産につき国税の滞納処分による差押えをした場合において、他の国税又は地方税の交付要求があったときは、その差押えに係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だって徴収する。

〔2〕 交付要求先着手による国税の優先 (徴13) ★

納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があったときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だって徴収する。

〔3〕 担保を徴した国税の優先 (徴14) ★

国税につき徴した担保財産があるときは、〔1〕及び〔2〕にかかわらず、その国税は、その換価代金につき他の国税及び地方税に先だって徴収する。

〔4〕 強制換価の場合の消費税等の優先 (徴11、通39) ★

強制換価の場合の消費税等の徴収の特例等の規定により徴収する消費税等（消費税を除く。）は、差押先着手による国税の優先等及び先取特権等の優先の規定にかかわらず、その徴収の基因となった移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だって徴収する。

〔5〕 譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の調整の特例 ★

(1) 差押先着手による優先の特例 (徴25②、徴令9①)

譲渡担保財産について、設定者の国税が担保権者の国税等と競合する場合において、その財産が担保権者の国税等につき差し押さえられているときは、〔1〕の適用については、その差押えがなかったものとみなし、設定者の国税につきその財産が差し押さえられたものとみなす。

この場合においては、その担保権者の国税等につき交付要求があったものとみなす。

(2) 交付要求先着手による優先の特例（徴25②、徴令9②）

譲渡担保財産について、設定者の国税が担保権者の国税等と競合する場合において、担保権者の国税等の交付要求の後にされた設定者の国税の交付要求があるときは、〔2〕の適用については、その設定者の国税の交付要求は、担保権者の国税等の交付要求よりも先にされたものとみなす。

この場合において、設定者の国税の交付要求が二以上あるときは、これらの交付要求の先後の順位に変更がないものとする。

参 考 一般的優先の原則

〔1〕 国税優先の原則（徴8）★

国税は、納税者の総財産について、別段の定めがある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

〔2〕 強制換価手続の費用の優先（徴9）★

納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税の交付要求をしたときは、その国税は、その換価代金につき、その手続に係る費用に次いで徴収する。

〔3〕 直接の滞納処分費の優先（徴10）★

納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だって徴収する。

〔4〕 強制換価の場合の消費税等の優先（徴11、通39）★

問題1-1〔4〕と同じ

問題 1-2

国税と被担保債権の優先関係

〔1〕 国税優先の原則 (徴8) ★

国税は、納税者の総財産について、別段の定めがある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

〔2〕 留置権の優先

(1) 内容(徴21①) ★

留置権が納税者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その国税は、その換価代金につき、その留置権の被担保債権に次いで徴収する。

この場合において、その債権は、質権、抵当権、先取特権又は担保のための仮登記の被担保債権に先だって配当するものとする。

(2) 証明方法(徴21②、徴令4①③) ★

(1)の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事実を証明した場合に限り適用する。

この証明は、留置権がある事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出することによってしなければならない。

〔3〕 不動産保存の先取特権等の優先

(1) 内容(徴19①) ★

不動産保存の先取特権等が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権の被担保債権に次いで徴収する。

(2) 証明方法(徴19②、徴令4①③)

(1)の規定は、登記をすることができる先取特権以外の先取特権については、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対しその先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

この証明は、滞納処分にあつては、その先取特権がある事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出することによってしなければならない。

〔4〕 質権又は抵当権の優先 (徴15～徴18)

(1) 内 容 ★

- ① 法定納期限等以前に設定された質権又は抵当権の優先 (徴15①、徴16)
納税者がその財産上に質権又は抵当権を設定している場合において、その質権又は抵当権が国税の法定納期限等以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権の被担保債権に次いで徴収する。
- ② 譲受前に設定された質権又は抵当権の優先 (徴17①)
納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権の被担保債権に次いで徴収する。

(2) 証明方法 (徴15②③、徴令4①～③) ★

(1)の規定は、登記 (登録及び電子記録を含む。以下同じ。) をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。

この証明は、滞納処分にあつては、質権設定の事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出することによってしなければならない。

この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によってしなければならない。

- ① 公正証書
- ② 登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されている私署証書
- ③ 郵便法の規定による内容証明を受けた証書
- ④ 公証人法の規定により交付を受けた書面

(3) 証明をしない優先質権の特例 (徴15④) ★

(1)①の質権を有する者は、(2)の証明をしなかったため国税におくれる金額の範囲内においては、(1)①の規定により国税に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。

(4) 優先額の限度等 ★

① 内容 (徴18①)

(1)により国税に先立つ質権又は抵当権の被担保債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその国税に係る差押え又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。

ただし、その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

② 増額登記 (徴18②)

質権又は抵当権の被担保債権額又は極度額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額又は極度額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、(1)の規定を適用する。

[5] 不動産賃貸の先取特権等の優先

(1) 内容 (徴20①) ★

不動産賃貸の先取特権等が納税者の財産上に国税の法定納期限等以前からあるとき、又は納税者がその先取特権がある財産を譲り受けたときは、その国税は、その換価代金につき、その先取特権の被担保債権に次いで徴収する。

(2) 証明方法 (徴20②〔徴19②、徴令4①③〕)

(1)の規定は、登記をすることができる先取特権以外の先取特権については、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

この証明は、滞納処分にあつては、その先取特権がある事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出することによってしなければならない。

参 考 常に国税に優先する債権**前払借賃への配当** (徴59③) ▶ **問題3-6〔1〕(3)**

動産の引渡しを命ぜられた第三者が賃貸借契約に基きこれを占有している場合において、引渡しを命ぜられたためにその契約を解除し、かつ、その命令があった時前にその後の期間分の借賃を支払っているときは、その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却代金のうちから、その借賃に相当する金額で差押えの日後の期間に係るもの（最高3月分）の配当を請求することができる。

この場合において、その請求があった金額は、国税優先の原則の規定にかかわらず、その滞納処分費に次ぎ、かつ、その動産上の留置権の被担保債権に次ぐものとして配当することができる。